

大熊町医療・福祉施設整備基本計画

平成30年3月

大熊町

大熊町医療・福祉施設整備基本計画 目次

1. はじめに	・・・ 1
2. 医療・福祉ゾーン整備の基本方針	・・・ 3
3. 各施設整備の考え方	・・・ 4
3-1 施設配置の考え方	・・・ 4
3-2 認知症高齢者グループホーム	・・・ 5
3-3 福祉事業者事務所	・・・ 8
3-4 住民福祉センター	・・・ 9
3-5 診療所	・・・ 11
3-6 外構整備の考え方	・・・ 13
4. 計画地及びその周辺の状況	・・・ 14
4-1 大川原地区復興拠点の位置及び周辺状況	・・・ 14
4-2 医療・福祉ゾーンの位置及び復興拠点内の他施設について	・・・ 16
4-3 計画地の敷地概況	・・・ 17
5. グループホーム、診療所の運営方法	・・・ 19
6. 整備の進め方	・・・ 20
6-1 発注方式	・・・ 20
6-2 整備スケジュール	・・・ 20
7. 事業費	・・・ 21

参考資料

施設等配置イメージ

1. はじめに

大熊町は東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故から7年がたった今も、全町民が町外での避難生活を余儀なくされています。

一方、中長期的な町土の復興については、「大熊町復興まちづくりビジョン（平成26年3月）」において、町内の放射線量予測を行い、空間放射線量が相対的に低い大川原地区に復興拠点を整備し、町土復興の第一歩とする方針を示しました。また、「大熊町第二次復興計画（平成27年3月）」において、公営住宅やゲストハウス、商業施設、町民交流施設、高齢者福祉施設、町役場等の公益施設、事務所といった施設のほか、道路等の公共施設を整備し、安心して居住できる環境づくりを進め、「帰町を選択できる環境」の提供を実現していくこととしました。

現在では、大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業が事業認可を経て、土地の造成や公共施設の整備等の基盤整備工事が開始されたほか、行政拠点となる町役場庁舎の設計を行い、今後工事が行われる予定です。

町内で健康で安心な生活を送るためには、住まいや、商業施設のような生活・社会インフラとともに、医療・福祉の環境整備が必要です。

本計画は、上位計画及び住民意向調査その他のアンケート調査結果を踏まえ、「原子力災害という逆境を乗り越えて、居住者、企業従事者、来訪者が元気に生活する日本一の健康ふるさとづくり」という大川原地区のまちづくりの理念を実現する、医療・福祉施設の整備について、基本的な考え方を示すものです。

大川原地区復興拠点のまちづくり理念

大熊町では、原子力災害と長い避難生活が町民の健康に影響しているという背景を踏まえ、町土復興の第一歩である大川原地区復興拠点を『震災と原子力災害という逆境を乗り越えて、居住者、企業従事者、来訪者が元気に生活する日本一の健康ふるさとづくり』というまちづくり理念のもと整備を進めています。

なお、ここでいう「健康」とは、WHO 憲章の「健康」定義※で着目されている4つの要素が満たされていることであり、大熊町ではこの4つの要素を以下のように捉えています。

大熊町が目指す4つの「健康」

良好な「衣・食・住」環境 …生体情報等で表現されるもの	身体的な健康	社会的な健康	人や社会とのつながり …親族、親戚、知人、友人といったコミュニティ
自分らしさを高めること …情報や知識を活用する能力 自律性、主体性、協調性、共振性 等	精神的な健康	生物的な健康	自然との繋がり …生物としての根源的なもの 自然を感じる環境のこと

※ WHO 憲章原文 “Health is a dynamic state of complete physical, mental, spiritual and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.” (日本 WHO 協会訳『健康とは、病気ではないとか、弱っていないとかいうことではなく、肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態であることをいいます。』)

2. 医療・福祉ゾーン整備の基本方針

○安心して町内で暮らし続けることが出来る環境の整備

- ・平成 29 年 12 月実施の「大熊町住民意向調査」結果を鑑みると、現在避難先で生活を送る町民の帰町の選択に関して、高齢者及びその世帯が安心して生活を送るための施設の整備が急務である。
- ・帰町後の生活の安定を図り、心身ともに健康で安心な暮らしを送ることが出来るよう、大川原地区復興拠点の一角に、医療・福祉ゾーンを整備する。
- ・医療・福祉ゾーンには、以下の各施設を整備し、今後増加する需要に対応する。
 - ①認知症高齢者グループホーム
 - ②福祉事業者事務所
 - ③住民福祉センター
 - ④診療所
- ・医療、介護、福祉の諸機能が一体となった、きめ細やかで安心できる体制となるよう、施設間の連携についても十分配慮する。

○地域とつながる施設の整備

- ・医療・福祉施設に求められる機能を確保することはもとより、施設利用者が地域から孤立することの無いよう、整備する各施設は閉鎖的なものとせず、開放性や地域とのつながり、交流を意識して、施設内部及び屋外空間を整備し、地域の医療・福祉拠点としての役割を果たせるものとする。
- ・また、主体的、積極的に地域（大川原地区復興拠点内）で活動を行えるような施設とする。
- ・大川原地区復興拠点の景観の一体性にも十分配慮し、かつ周辺とも調和の図れる外観とする。

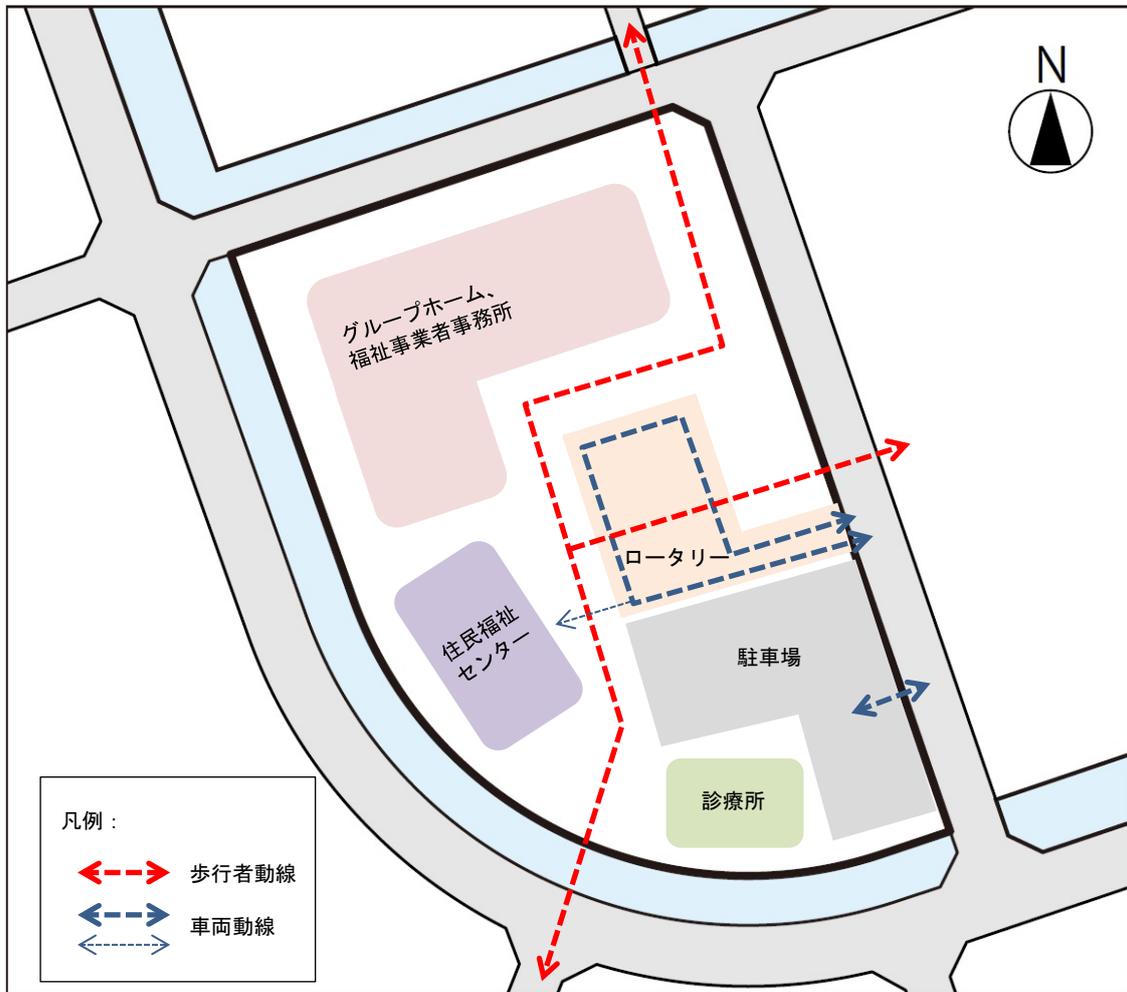
○環境性能に優れた施設の整備

- ・外壁、窓の断熱性強化等による日射負荷の低減や、省エネルギー性能に優れた設備の採用、再生可能エネルギーの導入等により、環境負荷の低減に貢献できる施設とする。

3. 各施設等整備の概要

3-1. 施設配置の考え方

- ・ 認知症高齢者グループホーム及び福祉事業者事務所については、相互に密接した関係を有することから、隣接して配置するとともに、入居者が生活する上での利便性を考慮して配置する。
- ・ 住民福祉センターの配置については、福祉車両や搬入車両の利用・出入りが想定されることから、車両動線との関係に十分留意する。
- ・ 診療所への来訪は、徒歩によるもの、車によるもの双方が想定されるため、施設出入口及び受付の配置が機能的、効率的なものとなるように配置する。
- ・ 医療・福祉ゾーン内の歩行者空間を適切に確保する観点から、駐車場は集約して配置することとし、概ね40台程度確保することとする。



(施設配置概念図)

3-2. 認知症高齢者グループホーム

(1) 施設整備方針

- ・入居者が主体的にかつ積極的に生活行為に参加できる空間づくりを心掛け、入居者と職員が、あるいは入居者同士が協働して生活を送ることができる施設とする。
- ・管理運営、見守りが円滑に行なえるよう配慮するとともに、閉鎖的な施設とならないよう、屋外への視線の広がりや建物に付随する屋外空間の設定等に配慮を行い、地域との接点を有する施設とする。
- ・入居者のプライバシーに配慮するとともに、職員による見守りや安全性の確保に支障のない平面計画とする。
- ・入居者同士、地域とのふれあいやコミュニケーションを育むことができる施設計画、屋外空間づくりを行う。
- ・入居者の状況を鑑み、認知しやすく不安を感じない空間づくりを心掛けるとともに、ユニバーサルデザインへの配慮を行う。
- ・建物構造は木造を基本とし、また、手に触れる部分にも自然素材を活用することにより、ぬくもりを感じることができる建物とする。

(2) 施設に確保する機能・諸室

○居室

- ・ベッドを利用した生活スタイルや、車いすの使用を想定して、居室は洋室とする。
- ・ベッドを入れた状態で、家具を置き、身の回りの生活行為を居室で行えるよう、居室の広さは7畳程度確保する。
- ・各居室に1間程度の収納及び手洗いを設置する。
- ・職員室や共用部分からの見守りに配慮した配置とする。
- ・1ユニットに9室設けることとする。

○居間・食堂、キッチン

- ・居間・食堂は入居者が気軽に訪れることができる、居心地の良い空間とし、南面を基本とする。
- ・多様な団らんの場を確保するため、畳スペースを併設する。
- ・プライバシーにも配慮を行い、緩やかに居室と居間が結び付き、適度な気配が感じられる配置、関係性とする。
- ・食事作りを入居者と職員、あるいは入居者同士で共有できるよう、複数人で作業が可能な大きなサイズのキッチンカウンターを設けるとともに、キッチン回りのスペースは余裕をもって計画する。

○その他の共用交流空間

- ・居間・食堂以外にも屋内外に入居者の居場所となり、交流することができる多様

な共用空間を設ける。

○浴室

- ・浴槽及び洗い場については、車いす利用者の入浴及び介助者による入浴補助が十分に行える広さと設備を備えるものとする。

○トイレ

- ・介助者が介助する空間を設けた一般用トイレに加え、多目的トイレ（車いす対応）を複数設置する（一般トイレ2、多目的トイレ2程度）。
- ・居室から長い距離を歩くことなく、また居室を出たあと廊下の手すりを伝ってトイレにたどり着けるよう配慮した配置とする。

○玄関、ホール、廊下

- ・入居者同士がストレスを感じないように、また車いすの通行に配慮して、十分な幅員・広さを確保する。

○その他の業務関連等諸室

- ・洗濯室、職員室（8名程度の日中常駐を想定）、宿直室（職員用トイレ含む。夜間1名常駐を想定）、倉庫、リネン庫を設置する。

(3) 施設の規模

- ・1ユニット当たりの室等（職員室・宿直室除く）の規模は下表のとおりとし、計2ユニットの整備を行う。
- ・職員室・宿直室については、両ユニットの間に1つ設けるものとする。

室等の名称	面積	室等の名称	面積
居室	約 135 m ²	トイレ	約 15 m ²
キッチン	約 15 m ²	洗濯室	約 5 m ²
居間・食堂	約 55 m ²	倉庫・リネン庫	約 20 m ²
浴室・脱衣室	約 10 m ²	玄関・ホール・廊下	約 115 m ²
職員室・宿直室	約 60 m ² (注)		
2ユニット合計			約 800 m ²

(注) 職員室・宿直室のみ1つ（2ユニット共通で1か所）の面積。

※ 面積はおおよその値であり、必要な寸法を確保した上で、設計精査の結果により増減が生じる可能性がある。

(4) 施設の構造・階数

- ・施設の構造は木造平屋建てを基本とする。

(5) 施設の設備

- ・関係法令に基づき必要となる設備を備える他、各種インフラ設備（電気、ガス、

水道、排水、通信、テレビ)、空調設備 (エアコン等)、防犯設備 (防犯センサー、防犯カメラ等) の設置を行う。

- スプリンクラー設備を設けることとする。

3-3. 福祉事業者事務所

(1) 施設整備方針

- ・福祉事業者の事務所を、グループホームの近傍に設置し、事業者の活動が円滑に行なえるような施設とする。
- ・当事務所はグループホームと密接な関係を有することから、双方の建物の関係について、十分配慮を行う。

(2) 施設に確保する機能・諸室

○執務室

- ・8人程度が執務可能な執務室を確保する。

○会議室

- ・20人程度の会議が開催可能な広さを確保する。

○その他共用部分

- ・トイレ（男子用・女子用各1）、給湯スペース、更衣室、倉庫を設置する。

(3) 施設の規模

- ・施設の規模は下表のとおりとする。

室等の名称	面積	室等の名称	面積
執務室	約 50 m ²	トイレ	約 5 m ²
会議室	約 60 m ²	給湯	約 5 m ²
更衣室	約 5 m ²	玄関・ホール・廊下	約 45 m ²
倉庫	約 30 m ²		
合計			約 200 m ²

※ 面積はおおよその値であり、必要な寸法を確保した上で、設計精査の結果により増減が生じる可能性がある。

(4) 施設の構造・階数

- ・施設の構造は鉄骨（S）造平屋建てを基本とする。

(5) 施設の設備

- ・関係法令に基づき必要となる設備を備える他、各種インフラ設備（電気、ガス、水道、排水、通信、テレビ）、空調設備（エアコン等）、防犯設備（防犯センサー、防犯カメラ等）の設置を行う。

3-4. 住民福祉センター

(1) 施設整備方針

- ・誰もが人々のつながりを感じることができる地域社会づくりを目指し、福祉サービスの提供や利用支援、関係機関（団体）との連携といった多様な福祉ニーズに応えることが出来るよう、社会福祉の活動拠点を確保する。
- ・民生児童委員やボランティア、地域住民といった多様な主体による地域福祉に係る活動の舞台を用意するとともに、各主体間及び社会福祉協議会とのコミュニケーション形成や情報受発信の場を整備する。
- ・施設利用者及び職員が利用しやすい、シンプルな平面構成、ユニバーサルデザインへの配慮を行う。
- ・施設利用者が気軽に訪れることのできる施設とする。

(2) 施設に確保する機能・諸室

○執務室、応接室

- ・12名程度が執務可能な執務室及び来客対応を行う応接スペースを確保する。

○会議室

- ・民生児童委員やボランティア等の活動、カラオケ大会等のイベント、理事会・評議員会・所管団体等の打合せ、作業、相談等多様な用途に対応する会議室を設ける。
- ・音響設備、ステージを備えるとともに、分割が可能になるよう間仕切を設ける。
- ・床は一般的な会議室の仕様を基本とするが、置き畳の使用に配慮する。
- ・畳、机、椅子を収納する倉庫を併設する。

○機能訓練室

- ・身体的・精神的な機能訓練を行う室を設ける。
- ・リハビリ機器、マッサージ機、エアバイク、電気治療器等の設置を想定する。

○玄関

- ・玄関に下足入れを設置する。
- ・雨天時の物資の搬入等に考慮した庇を設ける。

○廊下

- ・職員用通用口を設置する。

○その他共用部分

- ・トイレ（男性用、女性用、多機能トイレ、清掃用具入れ併設）
- ・給湯スペース（簡単な調理を行うため、一般家庭のキッチン相当の設備、広さを確保）
- ・更衣室

- ・倉庫
- 屋外倉庫
 - ・福祉車両（3台）、生活支援物資等を保管する屋外倉庫を併設する。

（3）施設の規模

- ・施設の規模は下表のとおりとする。

室等の名称	面積	室等の名称	面積
執務室	約 60 m ²	倉庫	約 10 m ²
応接室	約 10 m ²	トイレ	約 40 m ²
会議室（併設倉庫含む）	約 145 m ²	給湯	約 10 m ²
機能訓練室	約 35 m ²	玄関・ホール・廊下	約 80 m ²
更衣室	約 10 m ²		
合計			約 400 m ²
屋外倉庫			約 80 m ²

※ 面積はおおよその値であり、必要な寸法を確保した上で、設計精査の結果により増減が生じる可能性がある。

（4）施設の構造・階数

- ・施設の構造は鉄骨（S）造平屋建てを基本とする。

（5）施設の設備

- ・関係法令に基づき必要となる設備を備える他、各種インフラ設備（電気、ガス、水道、排水、通信、テレビ）、空調設備（エアコン等）、防犯設備（防犯センサー、防犯カメラ等）の設置を行う。

3-5. 診療所の概要

(1) 施設整備方針

- ・町民の基礎的な健康管理を図るため、また、当面必要な医療機能を構築するため、診療・処置・検査に係る機能を確保する。
- ・診療科目は内科を基本とし、医師との協議により対応可能な診療科を設置する。
- ・施設利用者及び職員が利用しやすい平面構成とし、ユニバーサルデザインへの配慮を行う。

(2) 施設に確保する機能・諸室

○待合室

- ・10名程度の待合が可能な広さを確保する。

○受付、事務室・打合せスペース

- ・受付に隣接して、5名程度で利用する事務室、打合せスペースを設ける。

○診察室

- ・内科診療に係る診察室を1室設ける。

○検査・処置室

- ・ベッド2台、心電図・超音波検査に係る機器の設置を想定する。
- ・採血、注射スペースを確保する。

○点滴室

- ・ベッド3台の設置を想定する。

○X線室、操作室、暗室

- ・透視観察台の設置を想定する。

○トイレ

- ・一般トイレ2つ（うち1つは検尿ブース併設とする）、多機能トイレ（車いす・オストメイト対応）1つを設ける。

○廃棄物庫

- ・一般廃棄物及び医療廃棄物の保管庫をそれぞれ設置する。

○廊下

- ・職員用通用口を設置する。

○その他バックヤード

- ・医師控室、従業員控室、更衣室、薬品庫、倉庫を設置する。

(3) 施設の規模

- ・施設の規模は下表のとおりとする。

室等の名称	面積	室等の名称	面積
待合室	約 25 m ²	医師控室・従業員控室	約 15 m ²
受付、事務室、 打合せスペース	約 25 m ²	更衣室	約 5 m ²
診察室	約 15 m ²	倉庫	約 10 m ²
検査・処置室	約 15 m ²	トイレ	約 10 m ²
点滴室	約 15 m ²	廃棄物庫	約 5 m ²
X線室、操作室、暗室	約 15 m ²	廊下・ホール	約 40 m ²
薬品庫	約 5 m ²		
合計			約 200 m ²

※ 面積はおおよその値であり、必要な寸法を確保した上で、設計精査の結果により増減が生じる可能性がある。

(4) 施設の構造・階数

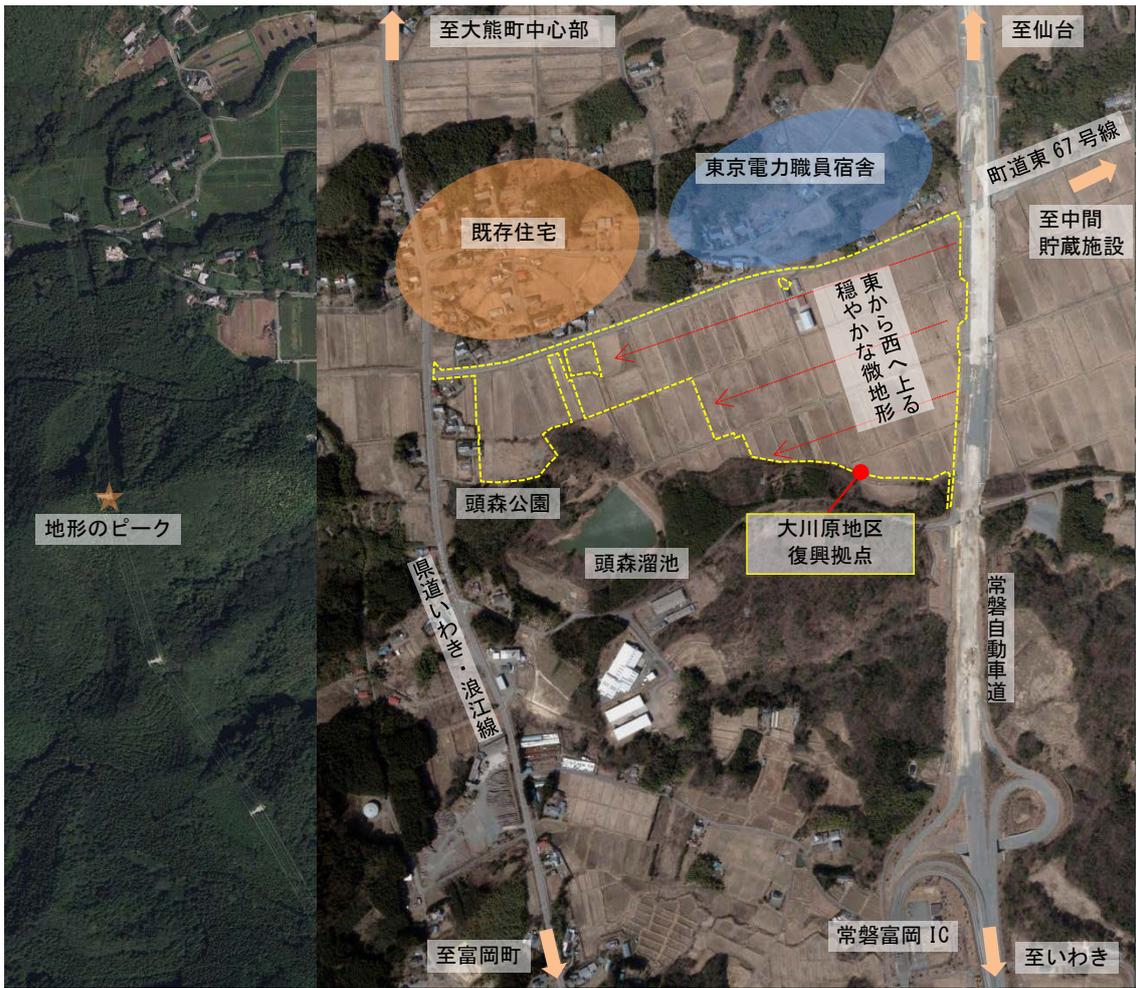
- ・施設の構造は鉄骨（S）造平屋建てを基本とする。

(5) 施設の設備

- ・関係法令に基づき必要となる設備を備える他、各種インフラ設備（電気、ガス、水道、排水、通信、テレビ）、空調設備（エアコン等）、防犯設備（防犯センサー、防犯カメラ等）の設置を行う。
- ・検査、処置等に必要となる医療機器・設備については、診療所運営主体と協議を行い、詳細を決定する。

3-6. 外構整備の考え方

- ・歩行者空間の配置及び舗装の設え、仕上げについては、医療・福祉ゾーン内及び大川原地区復興拠点内の回遊性を創出し、かつ、グループホーム入所者、施設従事者及び来訪者の安全性を損なわないものとする。
- ・中型バス程度の車両に乗り合わせてゾーン内の各施設へ来訪することが想定されることから、敷地内にロータリーを設けることとし、歩行者空間と連担して広場としても活用できる舗装・仕上げとする。
- ・ロータリーは、各施設への車両の寄付きを考慮して配置することとし、併せて、一時的な駐車スペースを付随するものとする。
- ・安全や防犯、町並みの印象に配慮して、敷地内に外灯を適切に配置する。
- ・敷地西側から南側にかけて水路が存在することから、安全対策を行うとともに、景観上の配慮を行う。



(航空写真 (出典：国土地理院) を基に作成)

4-2. 医療・福祉ゾーンの位置及び復興拠点内の他施設について

医療・福祉ゾーンは、大川原地区復興拠点の中央部に整備することとする。

医療・福祉ゾーンの周囲では、北側に公営住宅及び再生賃貸住宅、北西側に交流ゾーン、さらにその西側に町役場庁舎の整備が計画されている。

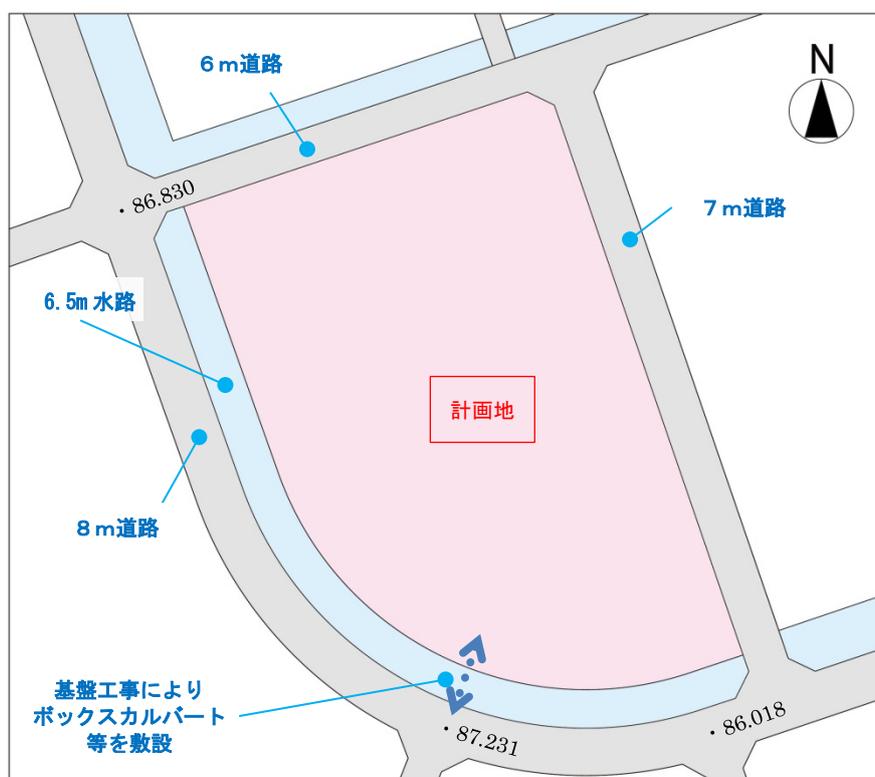
また、個々の施設を整備することとどまらず、町民の健康的な暮らしや、施設のにぎわい形成のため、大川原地区復興拠点内の回遊性を創出することが重要である。



(大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 土地利用計画図を基に作成)

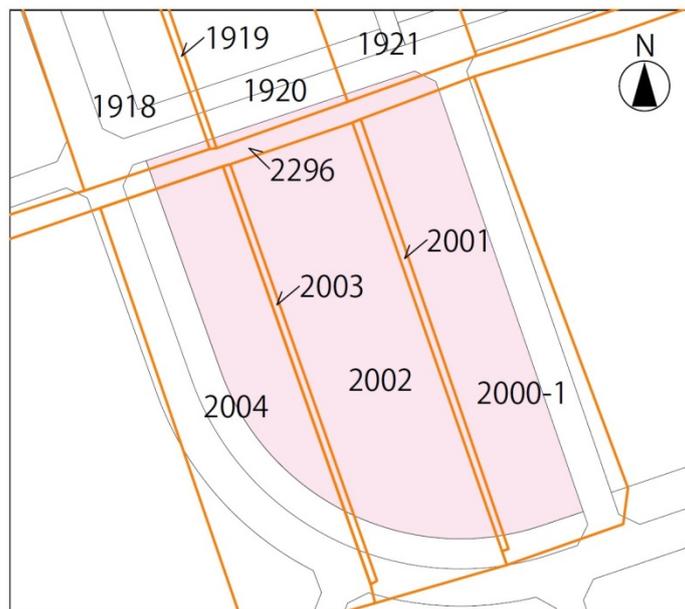
4-3. 計画地の敷地概況

- ・ 計画地の北側及び東側は、一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業において整備を行う、それぞれ幅員 6 m、7 m の道路に接道する。
- ・ 計画地の西側から南側にかけては、農業用水路である坂下用水路（水路用地幅約 6.5 m、既存水路からの付替えを実施。）が存在する。
- ・ 水路のさらに南西側には、同じく一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業により整備される幅員 8 m の道路が存在し、ボックスカルバート等の設置により、敷地と行き来ができる構造となる予定である。
- ・ 敷地面積：約 5,830 m²
- ・ 都市計画、区域区分：区域区分が定められていない都市計画区域
- ・ 用途地域：指定なし
- ・ 防火地域：指定なし（建築基準法 22 条区域外）
- ・ 指定建ぺい率：60%
- ・ 指定容積率：200%



(計画地の敷地概況)

計画地を構成する土地は以下のとおり。



計画地を構成する土地の一覧表

(単位：㎡)

地番	地目	地積	地番	地目	地積
1918	田	3,077	2001	雑種地	167
1919	雑種地	207	2002	田	2,738
1920	田	3,231	2003	雑種地	157
1921	田	3,226	2004	田	2,788
2000-1	田	2,792	2296	用悪水路	1,171

※字は大字大川原字南平

※筆の一部のみが敷地となる土地を含む。

※農地については転用許可不要。

5. グループホーム、診療所の運営について

(1) グループホーム運営事業者の運営について

- ・原則として公募の方法により、グループホーム運営事業者を選定・確保することとする。
- ・町が整備するグループホーム施設建物および土地については、サービスを提供する事業者に貸与する。

(2) 診療所の運営について

- ・福島県とも連携を図りつつ、医療サービスの提供に必要な医師、その他医療スタッフ等の確保に努める。
- ・併せて、当面は他町の診療所を利用することで医療ニーズへの対応を図り、段階的に診療所を整備する等、町民への医療サービスの提供方法を検討する。

6. 整備の進め方

6-1. 発注方式

(1) 基本設計

- ・医療・福祉ゾーン全体の一体感の確保、調和を図る観点から、各施設及び外構を包括的に対象とする基本設計業務を発注し、ゾーン内の配置設計、各施設建築設計、外構設計を進める。

(2) 実施設計・施工

- ・発注業務の軽減、発注手続きに要する期間の短縮を図り、かつ、民間事業者のノウハウ、技術の活用により良質な施設とするため、実施設計・施工一括発注方式により事業者を選定する。

6-2. 整備スケジュール

事業名		項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
認知症高齢者 グループホーム整備	基本設計				⇔	
	実施設計					⇔
	工事					⇔
	その他 (運営事業者公募)				⇔	
福祉事業者事務所整備	基本設計				⇔	
	実施設計					⇔
	工事					⇔
住民福祉センター整備	基本設計				⇔	
	実施設計					⇔
	工事					⇔
診療所整備	基本設計				⇔	
	実施設計					⇔
	工事					⇔
関連 事業	一団地の復興再生拠点	設計	⇔			
	市街地形成施設事業	工事		⇔		⇔

7. 事業費

・医療・福祉ゾーン全体での事業費は約 1,070,000 千円を予定する。

・施設ごとの事業費は以下のとおり。

(1) 認知症高齢者グループホーム

約 500,000 千円

(2) 福祉事業者事務所

約 130,000 千円

(3) 住民福祉センター

約 310,000 千円

(4) 診療所

約 130,000 千円

